

# 青森県報

号外第三十号

平成三十一年  
三月二十九日  
(金曜日)

## 目次

### 規 則

- 青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税 務 課) ……一
- 青森県県税条例中合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車  
に対する自動車税の特例に関する条例施行規則の一部を改  
正する規則……………( 同 ) ……六

## 規 則

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第二十六号

#### 青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第十号中「自動車取得税」を「自動車税(環境性能割)」に改める。  
 第五条第三項中「第三百三十四条第一項及び第三百五十五条第三項」を「第六十条第一項及び第六十条の十三第三項」に改める。

第七条の二を削る。

第九条の次に次の五条を加える。

(軽油引取税に係る特約業者の指定等の告示)

第九条の二 知事は、地域県民局長が地方税法第百四十四条の九第一項前段の規定により特約業者の指定をした場合においては、その旨を告示するものとする。同条第三項、第五項本文又は第六項後段の規定により特約業者の指定を取り消した場合についても、同様とする。

(免税証交付印の押印)

第九条の三 地域県民局長は、免税証を交付する場合は、当該免税証に交付印を押印しなければならない。

(免税軽油使用者証等の亡失届出)

第九条の四 免税軽油使用者証又は免税証を亡失した者は、その交付を受けた地域県民局長に遅滞なくその旨を届け出なければならない。

(免税軽油使用者証等の有効期間)

第九条の五 免税軽油使用者証の有効期間は、交付した日から三年とし、免税証の有効期間は、交付した日から一年以内で当該免税証に定めるところによる。

(免税軽油の引取り等に係る報告書の提出の期限の特例に係る免税軽油の数量)

第九条の六 条例第百四十九条の七第三項第一号に規定する規則で定める数量は、一キロリットルとする。

2 前項の数量は、免税証に記載された免税軽油の数量の合計数量を当該免税証の有効期間の月数で除して得た数量とする。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第十条第二項中「第三百三十四条第三項及び第三百五十五条第五項」を「第六十条第二項及び第六十条の十三第五項」に改める。

第十一条(見出しを含む。)及び第十二条(見出しを含む。)中「自動車取得税・自動車税証紙代金収納取扱人」を「自動車税証紙代金収納取扱人」に改める。

第十二条の三第二項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。  
 第十二条の四の見出しを「(環境性能割の減免の申請)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第三百三十七条第一項第二号(条例第百五十一条の二第一項)を

「第六十条の五第一項第一号(条例第百六十条の十六第一項)に、「自動車取得税」を「環境性能割」に改め、「前項第二号から第五号までに掲げる事項(同項第二

号に掲げる事項のうち自動車の使用目的を除く。)のほか」を削り、「同項に」を

「第十三条の二第一項に」に改め、第五号を第九号とし、第二号から第四号までを四

号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の四号を加える。

二 自動車の主たる定置場の所在地、種類、用途、車名、型式及び車体の形状

三 自動車の登録番号のあるものにあつては、自動車の登録番号

四 自動車の取得年月日

五 減免を受けようとする金額

第十二条の四第二項を同条第一項とし、同条第三項中「第一百五十一条の二第二項第二号」を「第六十条の十六第一項第二号」に改め、「(自動車取得税の課税客体である軽自動車の取得に係る軽自動車税の課税客体となるものとして同条の規定を適用した場合における同項第二号から第四号までの規定により自動車税の減免の対象となることができる当該軽自動車を含む。)」を削り、「係る自動車取得税」を「係る環境性能割」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第三百三十七条第一項第二号(条例第一百五十一条の二第三項)」を「第六十条の五第一項第一号(条例第六十条の十六第三項)」に、「自動車取得税」を「環境性能割」に、「第一項第三号」を「第一項第二号」に、「うえ」を「上」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第三百三十七条第一項第三号」を「第六十条の五第一項第二号」に、「自動車取得税」を「環境性能割」に、「第一項各号」を「第一項第三号から第五号まで」に改め、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 申請者の住所及び名称

二 自動車の主たる定置場の所在地、種類、用途、車名、型式、車体の形状及び使用目的

第十二条の四第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第三百三十七条第三項」を「第六十条の五第三項」に、「自動車取得税」を「環境性能割」に、「第一項第三号」を「第一項第二号」に、「第四項第一号から第三号まで」を「第三項第一号及び第二号」に、「うえ」を「上」に改め、同項を同条第五項とする。

第十二条の五から第十二条の九までを削る。

第十三条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「第一百五十一条の二第二項第一号」を「第六十条の十六第一項第一号」に改め、同項第一号の表音機能障害の項中「こう頭」を「喉頭」に改め、同項第二号の表音機能障害の項中「こう頭」を「喉頭」に改め、同表じん臓機能障害の項中「じん臓」を「腎臓」に改め、同条第二項中「第一百五十一条の二第二項第二号」を「第六十条の十六第一項

第二号」に、「一」を「いづれかに」に改め、同条第三項中「第一百五十一条の二第二項第三号イ」を「第六十条の十六第一項第三号イ」に改め、同条第五項及び第六項中「第一百五十一条の二第二項第三号ロ」を「第六十条の十六第一項第三号ロ」に改める。

第十三条の二の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「第一百五十一条の二第二項」を「第六十条の十六第一項」に、「自動車税」を「種別割」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「第一百五十一条の二第二項第二号」を「第六十条の十六第一項第二号」に、「自動車税」を「種別割」に改め、「の各号」を削り、同条第三項中「第一百五十一条の二第二項第二号」を「第六十条の十六第二項第二号」に、「第七十条第一項」を「第七十七条の十第一項」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条第四項中「第一百五十一条の二第三項」を「第六十条の十六第三項」に、「自動車税」を「種別割」に、「うえ」を「上」に改める。

第十三条の三及び第十三条の四を削る。

第十三条の二の三の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「第一百五十一条の三第一項」を「第六十条の十七第一項」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「の各号」を削り、同項第一号中「自動車税」の下に「(種別割)」を加え、同条を第十三条の四とする。

第十三条の二の二の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「第一百五十一条の三第二項」を「第六十条の十七第一項」に改め、同条第一項第一号及び第二号中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「第一百五十一条の三第一項」を「第六十条の十七第一項」に改め、同条を第十三条の三とする。

様式目次中「自動車取得税」を「自動車税(環境性能割)」に改める。

第二号様式その三中「係る自動車税」の次に「の種別割」を加え、同その三の表中「自動車税」を「納税通知書」を

「自動車税(種別割)」を「納税通知書」に改め、同その三の表中「第145条」を「第146条」に改め、同様式その四中「係る自動車税」の次に「の種別割」の次に「の種別割」を加え、「自動車税」を「納税通知書」を

「自動車税(種別割)」を「納税通知書」に、「第145条」を「第146条」に改め、同様式その五中「係る自動車税」の次に「の種別割」を加え、「自動車税納税通知書」を「自動車税(種別割)納税通知書」に、「第145条」を「第146条」に改める。

第七号様式その二中「自動車税」の次に「の種別割」を加え、

「自動車税増額通知書」や  
「自動車税(種別割)増額通知書」に、「自動車税を」を  
「自動車税の種別割を」に、「第145条」を「第146条」に改める。

第八号様式その二中「の自動車税」の次に「の種別割」を加え、同その二の表中  
「自動車税 減額通知書」を

「自動車税(種別割) 減額通知書」に、「自動車税を」を「自動車  
税の種別割を」に改め、同様式のその三中「の自動車税」の次に「の種別割」を加  
え、「自動車税 減額通知書」を

「自動車税(種別割) 減額通知書」に、「自動車税を」を  
「自動車税の種別割を」に改め、同様式のその四中「自動車税」の次に「の種別割」  
を加える。

第九号様式を次のように改める。

第9号様式(第4条関係)

法人県民税・法人事業税・地方法人特別税 更正・決定(加算金決定)書

事業年度又は 通算事業年度 法定申告限 納期 申告日 日 法人税処理 年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	延長期限		納期		更正		決定		修正		確定									
	申告		申告		申告		申告		申告		申告									

地方税法、地方法人特別税等に関する暫定措置法及び青森県  
 県税条例の規定により、更正・決定したから通知します。  
 納付すべき税額等の合計額を指定納付帳簿まで青森県指定金  
 融機関、青森県指定代理金融機関又は青森県収納代行金融機関  
 へ納めてください。

年 月 日

地域県民局長

印

差引不足税額を納付する際には、法定納期限の翌日から納付の日までの期間の  
 日数に応じて、差引不足税額を年14.6パーセント(ただし、法定納期限の翌日から  
 この差引不足税額の指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間内は、  
 この、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期  
 間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する日における日本  
 銀行法第8条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年  
 4.0パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合となつては、当該商業手形の基準  
 割引率に年4.0パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後  
 は、その年中においては、年7.3パーセントの割合とします。当該商業手形の基準  
 割引率に年4.0パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後  
 の期間については、当該期間の属する各年の前年と租税特別措置法第93条第2項  
 の規定により告示された割合に年1.0パーセントの割合を加算した割合(以下「特  
 別基準割合」といふ)が年7.3パーセントの割合としない場合には、その年(以下  
 特例特別基準割合適用年)における特例特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算  
 した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては、当該特例特別基準割合に年1.0  
 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超え  
 る場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)、(ア)を乗じて計算した延滞金額を加算  
 して納付しなければなりません。  
 この場合、税額は、1,000円未満の端数があるとき、又は全額が52,000円未満であ  
 るときは、その端数又は全額を切り捨て、また、算出した延滞金額が1,000円未  
 満のときは、その端数を切り捨て、算出した延滞金額が1,000円未  
 満のときは、これを切り捨てます。

更正・決定	法定	課税標準額	税率	税額
(A) 地方法人特別税				
所得割	11	11+12	13	14
固定資産割	12	13	14	15
合計地方法人特別税額	13	14	15	16
(B) 法人事業税				
所得割	17	18	19	20
固定資産割	18	19	20	21
合計事業税額	19	20	21	22
(C) 地方法人特別税				
所得割	23	24	25	26
固定資産割	24	25	26	27
合計地方法人特別税額	25	26	27	28
(D) 法人事業税				
所得割	29	30	31	32
固定資産割	30	31	32	33
合計事業税額	31	32	33	34

(A) 地方法人特別税	(B) 法人事業税		
所得割	11	12	13
固定資産割	12	13	14
合計地方法人特別税額	13	14	15
(C) 地方法人特別税			
所得割	17	18	19
固定資産割	18	19	20
合計地方法人特別税額	19	20	21
(D) 法人事業税			
所得割	23	24	25
固定資産割	24	25	26
合計事業税額	25	26	27

(A) 地方法人特別税	(B) 法人事業税	(C) 地方法人特別税	(D) 法人事業税
所得割	11	12	13
固定資産割	12	13	14
合計地方法人特別税額	13	14	15
(E) 法人事業税			
所得割	17	18	19
固定資産割	18	19	20
合計事業税額	19	20	21

(A) 地方法人特別税	(B) 法人事業税		
所得割	11	12	
固定資産割	12	13	
合計地方法人特別税額	13	14	
(C) 地方法人特別税			
所得割	17	18	
固定資産割	18	19	
合計地方法人特別税額	19	20	
(D) 法人事業税			
所得割	23	24	
固定資産割	24	25	
合計事業税額	25	26	

注1 (10)欄、(11)欄、(12)欄、(13)欄及び(14)欄に記載している額については、各欄の括弧内の計算式による計算後の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて算出して算出します。

注2 月額の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

重加算金対象所得 円

上記に係る地方法人特別税額 円

第 11 号様式 自動車取得税更正書  
決定 (加算金決定)

自動車税 (環境性能割) 更正書  
決定 (加算金決定)

平成 12 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 7.3 パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合とします。平成 26 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年」や「当該年」に於ける。

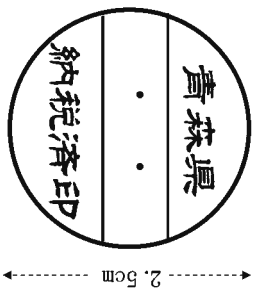
第 13 号様式の「自動車税」の「種別割」及び「自動車税督促状」を

「自動車税 (種別割) 督促状」及び「平成 12 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 7.3 パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合とします。平成 26 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年」や「当該年」に於ける「同様のものを「自動車税」の「種別割」に加える。

第 18 号様式の「」を「」に「自動車税」及び「自動車取得税」を削り、「」を「」に改める。

第 19 号様式を次のように改める。

第 19 号様式 (第 10 条関係)



附 則

1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、第九号様式の改正規定及び附則第三項の規定は公布の日から、第七条の二の改正規定は同年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県条例施行規則第十二条の三第二項の規定は、この規則の施行の日以後に自動車税証紙代金収納取扱人が行う証紙代金収納計器による表示（以下「収納印の表示」という。）に係る証紙代金収納取扱手数料について適用し、同日前に自動車取得税・自動車税証紙代金収納取扱人が行う収納印の表示に係る証紙代金収納取扱手数料については、なお従前の例による。

3 改正前の青森県条例施行規則第九号様式の規定により調製した法人県民税、法人事業税、地方法人特別税更正（決定）書の用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

青森県条例中合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十七号

青森県条例中合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県条例中合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例施行規則（昭和二十七年八月青森県規則第八十号）の一部を次のように改正する。

題名中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第一条中「青森県条例中合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例」を「青森県条例中合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例」に、「徴収」を「種別割の徴収」に改める。

第四条中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第二号中「自動車登録フ

イル」を「自動車登録ファイル」に改める。

第七条第一項中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第四号様式中  
自動車税  
Automobile Tax  
や  
自動車税（種別割）  
Automobile Tax (Category Base)

「平成十二年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年」や「当該年」は「as for the period from January 1, 2000 to December 31, 2013, the ratio of 7.3% will be the ratio of the official discount rate on November 30 of the previous year plus 4% on condition that it does not exceed 7.3%, and as for the period after January 1, 2014」や「自動車税を」や「自動車税（種別割）を」は「自動車税に」や「自動車税（種別割）に」は「the automobile tax」や「the automobile tax (category base)」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭